

瑞穂町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

第 1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障がいのある人の自立の促進に資するため、瑞穂町（以下「町」という。）が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図るための方針を定める。

第 2 調達方針

1 調達する物品等

町が契約によって調達する物品等のうち、食品類、生活雑貨、印刷、軽作業等の障害者就労施設等が受注することが可能な全ての物品等を対象とする。

2 対象となる施設等

本方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する次に掲げる障害者就労施設等とする。ただし、町の区域内の障害者就労施設等を優先する。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
- (4) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (5) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第 1 条第 1 号に規定する事業所（特例子会社）
- (6) 障害者優先調達推進法施行令第 1 条第 2 号に規定する事業

- 所（重度障害者多数雇用事業所）
- （７）在宅就業障害者
- （８）在宅就業支援団体

3 物品等の調達目標

予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、本方針の目的に沿うために、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

4 物品等の調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次に掲げる取組を行う。

（１）調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が供給可能な物品等の内容等、その調達の推進のために必要な情報を収集し、情報を共有する。

（２）障害者就労施設等の供給能力の向上

障害者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取組の支援に努める。

（３）障害者就労施設等の受注機会の増大のための措置

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点について配慮する。

ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

イ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、できる限り分離分割発注を行う等、発注方法を考慮するように努める。

ウ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期限及び発注量を考慮するように努める。

エ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し、十分な説明に努める。

（４）随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用するものとする。

第3 その他

町は、本方針に基づく物品等の調達の実績について、当該年度終了後にその概要を取りまとめ、公表するものとする。

附 則

この方針は、令和8年4月1日から適用する。